

令和 8 年 第 2 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月5日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
日程第 4 報告第 1 1 号から日程第 1 3 議案第 5 5 号まで	3
・ 報告第 1 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
・ 報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
・ 報告第 1 3 号 令和 7 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
・ 議案第 4 9 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 5 0 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
・ 議案第 5 1 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・ 議案第 5 2 号 令和 8 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について	
・ 議案第 5 3 号 令和 8 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について	
て	
・ 議案第 5 4 号 令和 8 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
て	
・ 議案第 5 5 号 令和 8 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について	
散会の宣告	6

第 2 号 (6月9日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
出席説明員	7
職務のため出席した事務局職員	8
開議の宣告	9
日程第1 一般質問	9
6番 荒関富雄議員	9
5番 塚本悦子議員	19
1番 鈴木長一郎議員	24
散会の宣告	29

第 3 号 (6月10日)

議事日程	31
出席議員	31
欠席議員	32
出席説明員	32
職務のため出席した事務局職員	32
開議の宣告	33
日程第1 報告第11号	33
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第2 報告第12号	35
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第3 議案第49号	36
・議案第49号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	

日程第4	議案第50号	38
	・議案第50号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
日程第5	議案第51号	39
	・議案第51号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第6	議案第52号	41
	・議案第52号 令和8年度中泊町一般会計補正予算第2号について	
日程第7	議案第53号	46
	・議案第53号 令和8年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について	
日程第8	議案第54号	47
	・議案第54号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
日程第9	議案第55号	49
	・議案第55号 令和8年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
日程第10	発議第2号	50
	・発議第2号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正について	
日程第11	委員会付託	50
閉会の宣告		50
署名		53

第 2 回中泊町議会定例会

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 1 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 5 報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 6 報告第 1 3 号 令和 7 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 議案第 4 9 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 8 議案第 5 0 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 9 議案第 5 1 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 0 議案第 5 2 号 令和 8 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 1 1 議案第 5 3 号 令和 8 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- 1 2 議案第 5 4 号 令和 8 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 3 議案第 5 5 号 令和 8 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |

7 番 秋 田 博 君
 9 番 川 山 光 則 君
 1 1 番 沖 崎 勲 君
 1 3 番 長 利 司 君

8 番 兵 庫 桂 藏 君
 1 0 番 青 山 雅 晴 君
 1 2 番 野 上 憲 幸 君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 教 育 長
 代 表 監 査 委 員
 総 務 課 長
 財 政 課 長
 総 合 戦 略 課 長
 町 民 課 長
 福 祉 課 長
 環 境 整 備 課 長
 兼 上 下 水 道 課 長
 農 政 課 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 小 泊 支 所 長
 教 育 課 長
 税 務 会 計 課 長

濱 舘 豊 光 君
 三 上 晃 瑠 君
 鈴 木 信 也 君
 外 崎 良 造 君
 越 野 進 一 君
 木 元 剛 君
 長 谷 川 朱 子 君
 古 川 明 彦 君
 田 中 宙 子 君
 鈴 木 輝 文 君
 古 川 優 君
 鈴 木 統 生 君
 阿 部 弘 喜 君
 田 中 綾 人 君
 山 中 哲 哉 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
 総 務 課 行 政 係
 総 務 課 行 政 係
 議 会 事 務 局

成 田 康 隆 君
 菅 原 光 徳 君
 瓜 田 雅 也 君
 下 山 貴 子 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 8 年第 2 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長利 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 1 番、鈴木長一郎議員及び 12 番、野上憲幸議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（長利 司君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 6 月 10 日までの 6 日間にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 10 日までの 6 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 11 号から日程第 13 議案第 55 号
まで

○議長（長利 司君） 日程第 4、報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 13、議案第 55 号 令和 8 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 本日、令和８年第２回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正、補正予算など報告３件、議案７件の合計１０件であります。その概要を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

報告第１１号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第１２号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第１３号は、令和７年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和７年度一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかったコンビニ証明発行システム改修事業等１３事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

議案第４９号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第５０号は、中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第５１号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法施行令の一部改正及び保険税の一時的な減税に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第５２号は、令和８年度中泊町一般会計補正予算第２号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも6,717万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億8,940万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に地域における通学・生活交通の再編のための検討業務委託費、住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金、農林水産業費に雪害を受けた農業用ハウスの復旧支援事業補助金、商品開発技術指導補助金、教育費に内潟公民館屋根改修工事費を計上しております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金、町債を計上いたしております。

議案第53号は、令和8年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも659万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億3,552万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動に伴う職員人件費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連及び診療報酬確定により、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金、雑入を計上いたしております。

議案第54号は、令和8年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,884万1,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、職員人件費の調整分を計上したほか、委託料として地域密着型介護サービス事業所対応システム改修業務委託費及び介護予防ケアマネジメント業務委託費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金等を計上いたしております。

議案第55号は、令和8年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的支出について、既決予算額を1,008万3,000円減額し、総額2億8,825万3,000円とするものであります。

補正する支出は、職員人件費を計上いたしております。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、質問に応じ詳細に説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時08分

第2回中泊町議会定例会

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（12名）

1 番	鈴木 長一郎 君	3 番	成田 直人 君
4 番	秋元 隆 君	5 番	塚本 悦子 君
6 番	荒関 富雄 君	7 番	秋田 博 君
8 番	兵庫 桂蔵 君	9 番	川山 光則 君
10 番	青山 雅晴 君	11 番	沖崎 勲 君
12 番	野上 憲幸 君	13 番	長利 司 君

○欠席議員（1名）

2 番 田中 洋 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	三 上 晃 瑠 君
教 育 長	鈴木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	越 野 進 一 君
財 政 課 長	木 元 剛 君
総合戦略課長	長谷川 朱 子 君
町 民 課 長	古 川 明 彦 君
福 祉 課 長	田 中 宙 子 君
環境整備課長 兼上下水道課長	鈴木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 優 君
水産商工観光課長	鈴木 統 生 君
小泊支所長	阿 部 弘 喜 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

山 中 哲 哉 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

成 田 康 隆 君

総 務 課 行 政 係

菅 原 光 徳 君

総 務 課 行 政 係

瓜 田 雅 也 君

議 会 事 務 局

下 山 貴 子 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第 1、一般質問を行います。

6 番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6 番 荒関富雄君登壇）

○6 番（荒関富雄君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可が出ましたので、早速一般質問に入らせていただきます。

今回は、持続可能な町づくりについてということでお伺いいたします。通告書に書いてあるとおり、産業振興策として水産・商工の具体的な振興策があるのかを伺いたいと。というのは、やっぱり持続可能な町づくりのためには働く場所がなければ、そこに定住することができないという、そういう趣旨の下での質問であります。

また、2 番目のインフラ整備については、やっぱりどんどん人口が減っていった中であっても、暮らしに関したいろんなインフラ整備はきちんとやっていかなければ、持続可能な町づくりは困難だという観点の下での質問であります。

あと、年間の人口移動の現状を踏まえ、若い人たちが地域に残っていただけるような施策や支援策があるかという質問であります。当町でも行政サイドで地域おこし協力隊を導入しておりますが、今現在何名いて、どのような活躍をされているのか、その点もお伺いしたいと思います。

また、前後しますけれども、インフラ整備の中で、用途廃止した下前小学校の今後どういうふうな方向づけをしていって、いつ頃、あれをあのまま廃墟にできるわけではないと思いますので、ご計画がございましたらお知らせ願いたいと思います。

あと、人口の移動についてでありますけれども、東奥日報の今月の初めの発表による国調の 2025 年の人口が 8,177 人で、今現在

庁舎の前に掲げております 8 年の 6 月 1 日現在の人口が 8, 9 3 8 人となっておりますが、この数字のどれがどのようにおいてこのような発表になっているのか、この点を詳しくお知らせ願えればと思います。

答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの荒関議員のご質問、何点だったのかをいろいろ数えておったのですが、細かい質問もありまして、事前に通告で頂戴しておりますご質問 3 点のうち、水産・商工の具体的な振興策と定住対策について、私のほうからお答えをさせていただきまして、2 点目のインフラの整備、土木工事等の見通しにつきましては、後ほど担当課長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、水産振興についてですが、令和 8 年、今年の 6 月 1 日に新たな小泊漁業協同組合が発足をいたしまして、漁協自らが経営基盤の強化を図りながら、もうかる漁業・稼ぐ漁協の実現を目指すことはもちろん、町としても漁協の取組が着実に進むよう、組合と連携しながら必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

今年度は、現状の課題整理を進め、来年度以降に漁業共生ビジョンを策定する予定となっております。このビジョンは、漁業・漁協・地域が持続的に成り立つ仕組みを整備するための指針でありまして、小泊の漁業を将来にわたり維持するための重要な計画となっております。

現在、漁業者数や漁獲量の減少、経営基盤の弱体化など、漁業を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中で漁業を持続、発展させるためには、従来の枠組みだけでは限界があり、新技術の導入や漁協経営の強化、地域との連携による新たな収益源の確保が必要と認識しているところでございます。

町の第 3 次長期総合計画に掲げます「魅力ある漁業の確立と D X 等を活用した生産性向上」に向け、アーティフィシャルインテリジェンス、いわゆる人工知能、A I による漁場予測や省力化技術の導入を進め、効率的で収益性の高い漁業を推進していくこととしてございます。

さらに、「獲る漁業から守り育てる循環型漁業への転換」として、

マツカワガレイ等の陸上養殖プラントの事業化を目指しているところでございます。

当町では、議員ご存じのとおり、平成３０年度からマツカワガレイの陸上養殖に関する試験に取り組んできておりまして、飼育環境の条件整備や販売先の可能性などについて、一定の成果とノウハウを蓄積してまいりました。これらの試験結果を踏まえ、より効率的で持続可能な生産体制を構築するため、今年２月の脱炭素先行地域選定を契機といたしまして、旧小泊小学校体育館を活用した新たな養殖プラントの整備に向けた検討を本格的に進めているところでございます。今年度は、カーボンフリー養殖推進協議会を設立させていただきまして、生産性・採算性・ブランド化・販路開拓の観点から事業化の検討を行ってまいることとしております。

次に、商工振興についてですが、プレミアム商品券発行事業により、地元商店の消費喚起と購買力流出の防止を図っているところでございまして、地域経済への波及効果は年間約４，０００万円以上と見込んでいるところであります。また、商工会と連携をいたしました小規模事業者支援、融資保証料補助、先端設備導入計画事業などを実施しております。

今年度は、地域の魅力を生かした新たな企画・商品・サービスを創出し、観光振興、地域産業の活性化、さらにはブランド力向上につなげることを目的として、町内外から幅広いアイデアを募集し、実現可能なプロジェクトを町が支援する仕組みについて検討を進めているところであります。

商工振興には町民一人一人の所得向上が不可欠であり、当町の総生産は、平成２９年度の２２１億円から令和５年度には２４６億円へと２５億円程度増加しております。今後も地域経済の循環強化により、安定した経済規模を維持しつつ、持続可能な町づくりに努めてまいります。

これと関連するわけではありますが、次に定住対策についてであります。年間の人口移動につきましては、高等学校卒業後の進学率の高まりなどを受け、転出超過が続いているのはご指摘のとおりであります。

町では、定住人口対策として、中泊町奨学金返還支援事業を実施しており、最大３００万円の奨学金の返還支援を行うこととしておりま

す。今年度５月認定、６月認定で２名の方に申請をいただいたところであります。町出身者が地元に戻りやすい取組として、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

人口の推計につきましては、２０５０年までに当町３，０００人台まで減少することが見込まれております。この状況を放置すれば、町の活力が失われ、これまでの生活を維持することが困難になる可能性があり、税収の減収等により財政状況が悪化するだけではなく、学校や医療施設、交通インフラなどの公共サービスへの影響が見込まれているところであります。また、労働力不足や消費者減少による地元経済の衰退、高齢者比率の上昇による医療・介護サービスの負担増大、空き家の増加や担い手不足による地域の活力低下も懸念されているところであります。

このような危機感を共有し、未来に責任を持つ立場として、町民の皆様とともに持続可能な地域社会を築き上げていくための方針として、令和７年１２月、令和８年度から令和１７年度までの１０年間を期間とする第３次中泊町長期総合計画を策定したところであります。これは、ご存じのとおり、紙に印刷をして町民に見ていただくだけではなくて、昨年２０周年を契機として、町民劇として未来目指している姿を町民の皆さんにも具体的に見ていただく取組もしたところであります。

この計画の中において、若者定住促進のための若者が参画する事業を展開することとしておりまして、青森公立大学と連携をさせていただき、パイロットフィールドワーク検討プロジェクト事業を実施しているところであります。昨年度は、この事業において、小泊地域の町歩きを大学生、地域住民、小泊地域の小中学生が参加し、開催したところであります。

本年度は、中里地域も含め、小規模地域での防災力・防犯力の向上、学習プログラムの養成と展開による自治、自律型人材の育成、小規模多機能自治による集落機能の再構築などの課題解決に向けて継続実施させていただくこととしており、調査成果発表会の開催も予定しておりますので、議員各位におかれましてもご参画いただきますようお願い申し上げます。今後も若者にとって住みよい魅力ある地域となるよう取り組んでまいり所存でございます。

また、移住・定住に関する戦略の検討も掲げておりまして、ファミリー層や高齢者層などターゲット別に、移住に至るまでの流れを興味関心から移住への動機づけ、移住の決断までのフェーズにそれぞれ分けて、取組やサポートをしていく移住・定住戦略の検討を行ってまいることとしております。

さらには、移住・定住に向けた情報発信は、町外在住者に新たに住んでもらうという観点と今住んでいる町民に継続して住み続けてもらおうという2つの観点から、中泊町の認知度向上やイメージの形成とともに、町民としての誇りや愛着心の醸成を目指し、シティプロモーションとして展開することとしております。近隣自治体と人口を奪い合うということではなく、首都圏からの移住者獲得に努めてまいることとしております。

人口定住には、仕事の分野に必要となる人づくりが重要であると考えております。これは、議員先ほどお話のあった働く場所の確保ということにもつながるわけではありますが、町では小中学生を対象としたメタバースを活用した英語教育、プログラミング・金融教育を取り入れることにより、国内はもとより世界と取引ができる人材を育成してまいります。働く場所を用意して、そこで働いてもらうのではなくて、自らが働く場所、稼げる場所をつくっていくような人材を育てていこうという考え方でございます。

農業分野におきましては、国の制度である新規就農者制度の活用、町民文化祭での最新鋭の農業機械の展示、学校給食での地産地消の取組、小学校が主体となった田植体験や収穫体験などを実施し、農業に魅力を感じていただけるよう取り組んでいるところであります。

町は、将来の農業経営者の道しるべとすべく、生産から加工、販売までの農業モデルプランとして、6年くらい前から提案させていただいているのですが、中泊町地域農業の未来に向けた提案書、いわゆる400町歩プランを策定・公表し、将来の農業経営大規模化をした姿を示すことにより、農業分野において世界の舞台で挑戦していただきたいと考えているところであります。

一方、漁業分野におきましては、さかなと海ふれあい体験学習を令和元年度から実施させていただいており、漁師から町で捕れる魚を教えていただく機会を設けているほか、荷さばき場の見学、釣り体験、

サザエカレーの試食、メバルの調理体験などに取り組んでおります。体験を通じて、中里地域の子供たちにも将来小泊地域の漁業に携わる人材を育成してまいりたいと考えております。

また、町内での起業・創業支援として、令和４年度からビジネスプランコンテストというものを開催しておりまして、今年度については、この事業のネーミングを中泊クリエイティブチャレンジと改め、より起業・創業の実現性を高めるべく実装支援、いわゆる社会で実際にやっていけるような形にする支援を行うこととしております。

若い世代が町に魅力を感じ、定住していただけるよう、様々な取組を複合的に進めてまいりたいと考えております。また、進学や就職で一度町外へ出た方々に対しましても、Ｕターンを促し、町に戻っていただける環境づくりを進めております。今後もこれらの施策に力を入れることで、人口減少の影響を最小限に抑えることにより、町内総生産、先ほど申し上げました２４６億という金額を維持できるよう努めてまいりたいと思っております。

そのほか、地域おこし協力隊の数ですとか、どういうふうに行っているのかというお話もありましたが、今手元に数字持ち合わせておりませんので、これは後ほど何らかの形でお伝えをしたいと思います。

それから、下前小学校の今後につきましては、今下前地域の砂防ダムの建設に伴いまして新たな道路の予定も出ているようでございまして、下前小学校へのアクセスが今までは限定されていたものが上のほうからのアクセスもできるようになれば、小学校の活用もまたいろんな形で違ってくるのかな、グラウンドの使い方とか、そこら辺も併せて今後様々考えていきたいと思っております。

それから、人口移動の数字の話であります。町で毎日出している数字は住民登録上の数字でありまして、毎月１日付で公表されている数字というのは推計人口でありますので、計算上出てきている数字ということで、町が発表しているのではなくて、国とか県とかが発表している数字で、若干違いがあるということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

（環境整備課長 鈴木輝文君登壇）

○環境整備課長（鈴木輝文君） 私から、荒関議員ご質問２点目のインフラ整

備における土木工事の今後の見通しについてお答えいたします。

今年度の町土木工事概要は、令和7年度からの繰越予算で引き続き町道354号線、これは派立から向町にかけての通りの舗装補修工事となりますが、こちらと町道373号線の稲穂橋補修工事を予定しております。

また、舗装補修計画に基づきまして、幹線道路等を中心に舗装の打ち替え工事を田茂木地区ほか5路線、側溝整備工事は宮野沢地区ほか2路線を予定しております。

河川工事につきましては、薄市の田の沢川ほか2河川の護岸補修工事を予定しております。

次年度以降につきましては、町道375号線、これは中里中学校の前の通りになりますが、こちらを（仮称）中里地域義務教育学校開校に合わせて舗装補修工事に着手する予定となっております。

今後も劣化や損傷を早期発見し、早期対策する予防保全型による維持管理に努めていきながら、国の交付金事業や緊急自然災害防止対策事業債などを活用いたしまして、舗装打ち替え工事を中心に工事を計画してまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

（「再質問の前に、地域おこし協力隊の人数、
現在何人いるのか、そしてどういう内容
で活躍しているのかお聞きしたいです。
答弁漏れだと思います」の声あり）

○議長（長利 司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（長利 司君） 休憩中の会議を再開します。

通告書になかったことから、後ほど違う方法で答えるということでございますので、ご理解をいただきたい。

再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） まず、前後しますけれども、インフラ整備についてで、

答弁はよろしいのですけれども、町道でも全て舗装が完了していないと思うのですけれども、今まで未舗装のところ、今後どのように取り組んでいくか、その点をお伺いし、地域おこし協力隊については私のミスで通告していないので、後ほど資料を頂くということで。

下前小学校については、あえて通告をしていないのですけれども、ご答弁いただきましたので、新しく道路、上のほうから道路をつけるというのは大分前にもそういう計画があったようには聞いておったのですけれども、いろんな事情の下に現在に至っていると思います。あそこをこれから、だから小学校のグラウンドももちろんそうなのですけれども、当然下前小学校、あのままにはしておけないし、そしてまたそこに道路が、そのための何か砂防ダム云々とかという話でしたけれども、そうなのであれば、その道路をまず今度打ち替えするのであれば、新しくするのであれば、今現在権現崎に、何年前にずれたのか忘れるほどの時間がたっておりますけれども、あのまんまの状態で権現崎の先見られない、自由に入っていけないような状態、あれをやっぱり解消していただきたいのです。もし可能なのであれば、そこいら辺の道路整備のときに権現崎の場所にも入っていけるような道路整備もしていただければと、これは要望であります。

あと、働く場所について、とんと最近洋上風力の話出てこなくなったのですけれども、それがどのようになっているのかも……何か町長頭かしげていますけれども、洋上風力は前々からの計画があるので、答弁できると思いますので、お願いしたいと思います。

あと、商工の関係で、観光は大変力を入れていただきまして、一つの産業にもう確立したのではないかと。今日現在も宮越邸の一般公開で、多数の交流人口という意味では非常に町に活力を与えているのは事実だと思いますので、今後も観光振興、また商工振興、今まで以上に力を入れていただきたいという思いであります。

あと、定住で、いわゆる一回東京に出て帰ってくる人たちにも何かしら目に見える形でできるものがあるのかどうか。移住とかの人たち、また地域おこし協力隊という方々には非常に職場を与え、いいのでありますけれども、何かの事情でどうしてもまた地元に戻りたいという人たちにも、可能なのであれば、短期間でもよろしいですので、そうしていただければ、また定住率も増えていくのではないかと思います。

ので、そこいら辺兼ねて答弁願いたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 通告を頂戴したところから大分いろんな範囲まで広がっているように感じているところではありますが、答えられる範囲の中でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、権現崎のことについてであります。地滑りという自然の地理的な条件の話でありまして、現時点で、前にも1度議会で言われたことがあったと思うのですが、今通行止めになっているあの柵は町が造っているわけでないのです。県が止めているのです、危険だから入るなと。県が危険だから入るな、地滑りがあるから危険だよというところの判断が終わらない限り、もう地滑り安全だから活用していいですよと終わらない限り、何らかの検討にも入れないという状況が今の状況であるということをご理解をいただければと思っております。

さっき下前の道路の話をちらっとしたので、私の今知っている限りでお話を申し上げますと、事業は県の事業で、砂防ダムの事業としてやっているところであります。その管理用道路として、今私申し上げたような道路の話が出てきているわけではありますが、用地買収の関係でなかなかうまくいかないというのが現状のようであります。よって、形が見えてこない。よって、次のどう使うかについても、なかなか見えてこないというのが現状であります。ただ、それが見えてきましたら、ではその道路を使ってどういうふうな形で小学校の近くのエリアを考えていくのかは、今後また具体化してきたら議会の場でもご説明を申し上げたいと思っております。

姿を消した洋上風力というお話がありましたが、決して姿を消したわけではなくて、議員ご存じのとおり、小泊漁業協同組合と下前漁業協同組合がこの6月1日をもって合併をしたわけであります。両漁協が利用し、関わっているのが小泊漁港というエリアでありまして、この漁港のエリアで洋上風力をやるというのが町としてこの前から説明させていただいた事業なのですが、合併が落ち着いて、合併ができてから新たに協議する団体とかを特定して協議を進めていこうと。その協議の場というのは、県が漁港区域における洋上風力の活用を許可する基準というのがありまして、その基準に基づいてやっているところで、これ一昨年の10月ぐらいに県が新しい基準を水産庁の指針に基

づいて示したところでありまして、それに基づいて漁協の合併を見た
暁に次のステップに入っていこうということで、今スキームを事業者
共々考えているところであります。関係漁港はどことどことどこと入
れて、どういうふうな形で協議を進めていけばいいのかを今やっている
ということでありまして、決して姿を消したわけではないというのは
どこかの記憶にとどめておいていただければと思っております。

観光につきましては、今後もっともっと町にたくさんの方々をお
迎えできるような形でつくっていききたいなと思っております。

定住・移住に関する地域おこし協力隊との関係であります。地域
おこし協力隊というのは、別に町に定住してもらったりなんなりとい
うためにやっているだけではなくて、町で様々やろうとしていること
を、町のマンパワーではなくて専門的な知識、技量を持った人たちに
外から来てもらって、応援してもらうために3年間という期間を区切
ってやっている制度でありまして、もちろん町出身の人で今東京とか
で活躍している人でも里帰りに使っていただいて結構なわけでありま
すけれども、今のところ残念ながらそういう形はなかなか出てこない。

ただ、町に縁のある、直接自分が町で生まれたわけではないのです
が、親御さんとか祖父母さんが中泊町出身で、その祖父母の出身地に
帰ってきたいということで今活躍している協力隊の方もおられます。
そういう形で町としては使っていきたい。

別途UターンにつきましてもIターンにつきましても、様々活用で
きる制度はありますので、そちらのほうをご紹介しながら、戻ってき
ていただける方、Uターンしてきていただける方にお知らせをしなが
ら、1人でも2人でも多くの方に戻ってきて定住してもらおうという
ことで、様々なメニューを組み合わせながら取り組んでいるというの
が実態でありまして、1対1でこのためにこの施策ということではな
っていませんので、分かりにくいかもしれませんが、ご理解をいただ
ければと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員ご質問の未舗装路線の対応につい
てでございますけれども、まずは現状の使用状況、または所有状況であ
る個人の敷地であるのか、またはこういう法定外を含めた公用の敷地

であるのか、そこら辺を確認させていただいて、必要性に応じてそこは検討させていただきたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 町道の未舗装については、実際町道でも舗装されていない場所というのは現在もあるでしょう。それを調査するという云々はいいのけれども、どういう原因でそこが未舗装になっていて、今後も舗装する見込みがあるのかないのかを聞いているのです。そこまではちゃんとデータあるでしょう。そのデータのご紹介などしていただければ。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 議員ご指摘のとおり、町道認定されている部分で未舗装の路線は確かに存在しておりますので、ちょっと状況をまずは確認させていただく。当然そのように未舗装になった何かしら理由があると思いますので、そこら辺を確認の上、対応できる部分は対応に向けて検討させていただくということにしたいと思っております。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問させていただきます。

人口減少と少子高齢化時代の町づくりについてであります。日本では、人口減少と少子高齢化が想定以上に速く進んでいます。現在の基調が変わらない限り、2100年には6,300万人に半減すると推計されています。我が町でもしかりです。ちなみに、5月29日、総務省発表の国勢調査の速報値によると、中泊町の減少率が高く、15.3%と県下でも上位を占めています。

2024年、人口戦略会議は、全国1,729自治体の約4割に当たる744自治体が将来的に消滅の可能性があるとししました。それに伴い、岸田内閣も異次元の少子化対策を打ち出しましたが、これが成功するという論調が残念ながら聞こえてきません。5月15日付の東

奥日報の世相川柳欄には、「異次元の少子化対策いずこへと」と投稿されるほどにもなっています。

市区町村における合計特殊出生率を見ますと、全国平均は1.33で、最も多いのは1.3から1.4で、413市町村です。また、2以上の市区町村は11で、1.5から2.0未満は534、反対に1未満は24です。

各自治体でも様々な対策に取り組んでいます。多くの対策は経済的支援ですが、他方では少子化を前提とした小学校の統廃合、公立保育所の民営化、学童保育所の指定管理者制度の導入を進めている自治体も多くあります。自治体は、政府の施策が不十分、また改善すべきであれば、きちっと異議を申し出たらよいと思います。

人口戦略会議によると、中泊町はC-2に分類されています。その内容は、出生率向上という自然減対策が必要とされ、そして人口流出の是正といった社会減対策は極めて必要という評価であります。

そこで、中泊町の持続可能な町づくりをするため、1として、出生率の向上という自然減対策、2として、人口流出の是正といった社会減対策について、町長のビジョンをお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） ただいま塚本議員から大変難しいご質問を頂戴いたしました。まず、出生率の向上という自然減を止めるための生まれる子供の数を増やすと、率を増やすということと、人口流出の是正、社会減対策としての出ていくプラス・マイナスの減の部分減らすということですが、議員のご質問の基となっております令和6年4月、日本製鉄社友名誉会長であります三村明夫氏を議長とする民間提言組織であります人口戦略会議により公表されました令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート、このレポートにおいて当町は消滅可能性自治体であり、これ当町だけでないのですけれども、ほとんどがそうなのですけれども、自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要な状況であるC-2に分類されているというのは、議員ご指摘のとおり事実であります。

総務省が5月29日、ついせんだって公表しました令和7年国勢調査の速報値におきましても、当町は前回調査に比べ、減少率は15.3%減、人口1,480人減の8,177人となっているわけであり、人口減少が加速して進んでいる状況にあります。

先ほど荒関議員への答弁でも申し上げましたとおり、当町は2050年までに、これは推計の人口であります、3,000人台まで減少すると予測されておりまして、このままでは地域経済の活力低下、社会保障費の増大、担い手不足など、これまでの暮らしを維持することが難しくなるおそれがある。これまでどおり、これまでの暮らしを続けていくことが難しくなると。3,000人に応じた暮らしにすれば、それは可能であろうというのは、3,000人以下の人口の自治体もあるということから、そういうふうに申し上げたいわけですが、とはいえこの課題に対応するため、町は令和3年10月から地域の共助力を高めることを目的に兼任集落支援員制度を導入し、地域を維持するための仕組みづくり、少なくとも維持できるような地域であり続けるための仕組みづくりを進めてまいったところであります。

また、町民の皆様とともに持続可能な地域社会を築いていくため、令和7年12月に第3次中泊町長期総合計画を策定いたしました。この町民の皆さんへの周知につきましては、先ほど荒関議員に対するご質問の答弁でお話ししたとおりであります。これに基づきまして、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間として、様々な施策に取り組んでまいり所存であります。

まず、ご質問として頂戴いたしました1点目、出生率の向上という自然減対策について申し上げます。町は、県と連携をいたしまして、一般不妊治療費助成事業を行い、検査を受けた方に対し医療費の助成を行っております。そして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供することを目指し、令和6年度、こども家庭センターを設置いたしました。今後もこども家庭センターを中心とした子育てネットワークの構築を進めてまいりたいと思っております。また、保育料や医療費の無償化に引き続き取り組むことで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、誰もが安心して子育てを行える環境を整備してまいりたいと考えております。

さらに、子育て環境の充実には教育も重要な要素となります。急速な時代の変化に対応できる人材を育成するため、町はメタバースを活用した英語教育やプログラミング学習、金融教育、公設塾の開設など、未来に向けて積極的な取組を進めているところであります。加えて、保護者の方々の経済的負担軽減を目的に、高等学校通学費助成や学校給食費の無償化を行い、今年度からは修学旅行費の補助や能力検定料の補助等を新たに導入いたしました。

将来、世界を舞台に活躍する人材を輩出できるよう、教育環境のさらなる充実を図り、町の未来を支える担い手の育成に取り組んでまいります。

次に、2点目の人口流出の是正に向けた社会減対策について申し上げます。当町では、進学や就職をきっかけに多くの若い世代が都市部へ移動している現状であります。地域資源を活用した創業や起業など、地域のなりわいづくりの推進、事業者の多角化支援を通じて新たな事業領域の創出を推進し、活力ある中泊町を目指してまいります。

また、農林水産業において脱炭素によるブランド化を進めるとともに、再生可能エネルギーを活用した新産業の創出を目指し、各産業分野における新たな事業領域の開拓や仕事づくりに取り組んでまいります。

全国で共通する人口減少と少子高齢化の課題は、いまだ抜本的な解決策が見いだせていない状況であります。子育て支援、教育や人材育成、産業振興、医療福祉施策を総合的に推進し、町単独ではなく国や県とも連携して進めることで、若い世代が一旦町を離れても、また中泊町に戻りたいと思えるような魅力ある住みよい町づくりを目指してまいりたいと考えております。

先日、国家公務員の新人の方々が4人、財務省、総務省、国土交通省、それともう一つが……あともう一つ何だっけ……

（「法務省」の声あり）

○町長（濱舘豊光君） あっ、法務省、の4人が我が町に来て、我が町の様々な部分を見ていかれました。要するに霞が関の皆さんが地域の実情をどう捉え、どう新しい施策を考えていくのかによって、我々地方の生き方、暮らし方、対策の仕方が変わってくるということを私から申し上げたわけでありまして。その心は、今や人口減少という日本国全体、

先ほど議員から、将来の日本の人口が１億人を割り、８，６００万人程度まで落ちるとするのは、今毎年生まれている子供の数が年間１００万人台から６０万人台に下がってきているということが根本的な原因でありまして、そのことを解決するために地方が独自で様々なことを考えても無理があるということで、やっぱり国として様々なことを考えていただきたいと思っておるから、職員の方々に私のほうから地方の課題としてお話を申し上げた次第であります。

このように様々な機会を捉えて、今我々が置かれている状況、特に青森県の中でも減少が激しい地域というのは、見ていただければすぐ分かるとおり、例えば下北半島の北通、大間町を除く北通、それから我が町、要するに津軽半島の最北端にある今別町、中泊町、そして日本海側の一番南にある深浦町、この端っこにあるところが大体人口減少が激しくなっているということでもあります。階上町とかは、岩手県の久慈市と八戸市の間にあって、ベッドタウン化しているので、なかなか減らない。これはだから、地域によって人口が減っているところと減らないところは様々な理由があつての話だというふうに理解をしておりまして、そのことを我々が、例えば中泊町が市と市の間の町になれるかといったら、これ自分たちだけでなれないわけで、移動できないわけなので、なれないわけでありまして、様々なことを考えながら人口減少対策に取り組んでいるということをお話し申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○５番（塚本悦子君） 適切な答弁ありがとうございました。人口減少のペースが加速することで、行政の機能不全が起き始めるという懸念があります。少子化対策は、成果が出るまで時間がかかるようであります。成果がすぐ出なくても、長期的な視点を持って取り組むことが重要だと思います。

私の考えですが、まずは中泊町を知っていただく、そして町に興味を持った方々に中泊町に来ていただく、さらに町を気に入った方々に住んでいただくという、知る、来る、住むの３つを目指していくことを期待して、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

1 番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

(1 番 鈴木長一郎君登壇)

○ 1 番 (鈴木長一郎君) 1 番、鈴木です。議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

我が町では、メタバースを活用した英語教育や G I G A スクール構想の推進など、子供たちの未来を見据えた教育環境の整備が着実に進められています。こうした先進的な取組は、学びの質を高める上で大変重要だと考え、町としての努力を大変評価しています。しかしながら、このように少子化が進む中で学校教育環境をどのように維持し、よいものにしていくかは、町全体で共有すべき大きな課題だと思っています。

中里地域では、3つの小学校と1つの中学校があり、現在学校統合事業が進められているところだと認識しています。中泊町は、国から脱炭素先行地域に選定され、また主要産業である農業の担い手不足も深刻化している状況です。こうした町の将来を課題と考えると、学校統合を単なる施設集約にとどめないで、脱炭素を象徴となる学びの場や、農業の担い手育成につながる特色あるカリキュラムを備えた中泊町ならではの教育拠点づくりが重要なのではないかと考えます。このような観点から、何点か質問したいと思います。

まず、脱炭素と農業の将来を見据えた特色ある教育拠点づくりについて、1点目として、学校統廃合を進めるに当たり、教育内容・施設整備・地域連携など、どのような基本方針で新たな教育拠点を構想しているのか伺います。

2点目は、本町が脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、再エネ設備の導入や環境教育の充実など、学校を脱炭素の象徴として位置づける考えがあるか伺います。

3点目として、主要産業である農業の将来を支えるため、小中学校段階から農業・食・地域産業を学ぶ体系的なカリキュラムを導入する考えがあるかを伺います。

4点目として、現在取り組んでいるメタバース英語教育を統合後の学校でどのように発展させていきたいと考えているか伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まずは、町教育委員会が進める取組に対し、深いご理解をいただいていますことに感謝申し上げたいと思います。

中里地域の義務教育学校の開校に向けては、内容を中泊町立義務教育学校開校準備委員会に諮問しているところであり、決定したものはございませんが、教育委員会の考えの一端をお示ししてお答えをしたいと思います。

1 問目のどのような方針で新しい義務教育学校を構想しているかとのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、単なる施設の集約、数合わせの義務教育学校にはしたくないのは教育委員会も同様でございます。これは、県内外の義務教育学校を視察してきた中で、それぞれの地域が持つ特色を取り入れ、地域に根差した義務教育学校をそれぞれがつくっていることを見たからであります。

その上で、学校は子供を教育する場ですので、どんな子供を育成していきたいのかがとても重要になると思います。この先の予測不能な社会を生き抜く力を身につけるという観点から、「柔軟に適応し課題を見つけ解決する力」、「コミュニケーションでネットワークを広げる力」、「ICT機器を自分の成長につなげられる力」、「文化や慣習、他人との違いを超えられる力」、「相手を思いやり協力できる力」の5つを養いたいと考えております。

これらを実現するために、メタバース英語教育のほか、これからの時代に必要な知識である、先ほどから何度も町長の答弁にも出ておりますけれども、プログラミング学習や金融教育、そして最も大事な自らのよりどころを知るふるさと学習などを特色ある科目として導入し、施設面ではあらゆる子供に対応でき、安全・安心・快適で、町民との交流が図られる学校を目指していきたいと考えているところで

す。

また、運営面でも、皆さんもそうだったと思うのですが、私もそうですが、小学校6年、中学校3年生という区切りではなく、4－3－2の学年ブロック制を想定し、子供の成長段階に応じた教育課程を編

成するほか、高学年においては、自立性を養うために各教科の教室に子供が自ら移動する教科センター方式の導入をしようと思っています。簡単に申し上げますと、先生が教室に来るのではなくて、理科の教室はここに行く、英語はここ、社会科はここと、そういう教室を特色を出して、子供たち、高学年の子供ですけれども、そちらのほうに自分で時間が来たら行って、授業を受けると。

それと、学習指導要領が変わりますので、教科指導など9年間、1年生から9年生まで9年間を一体とした義務教育学校の利点を生かした教育課程にしたいと考えております。

そのために今年、青森県教育委員会では町村に配置していない指導主事という制度を、義務教育学校開校に向けて特任指導主事として事務局スタッフとして町単独で採用しております。なお、採用した方は、メタバース英語教育を先進的に取り組んだ学校の元校長であり、中泊町をよく知っている方でございます。学校、地域、教育委員会のそれぞれの考えを生かした学校づくりができるものと思っております。

それから、2点目の脱炭素の象徴についてですが、今のところ特段の設備の導入は考えていないところでありますが、先行地域である小泊地域の取組も含め、様々な事例が全国に共有され、いずれ中里地域にも脱炭素の取組が展開される可能性があると思っております。また、脱炭素は、これから先の日本、世界にとって避けては通れない大きな課題であり、環境教育の重要性も叫ばれております。町では過去に、学校に対して食品ロス削減の講座を行ったほか、現在でも中里中学校で行っている森林の機能や維持管理などを実地で学ぶ遊々の森協定事業、小学校4年生を対象にしたごみの学習などを行っております。将来の町づくりの担い手である子供たちに対し、脱炭素をはじめとした持続可能な社会を構築するための教育、いわゆるSDGsに関する教育に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、3点目の農業・食・地域産業を学ぶカリキュラムでございますが、従来町では田植や稲刈り体験のほか、十三湖土地改良区による水利施設の機能を学ぶ学習、小泊漁協による漁業体験とサザエカレー試食、町の特産品の給食提供による地産地消、食育など、各学校や町、関係者が取り組んでいるところです。これを義務教育学校では、系統的・体系的に学ぶ、先ほども申したようにふるさと学習の科目を

設置したいと考えております。地域の歴史も学びながら、当町の基幹産業である農業・漁業の状況、仕組み、特徴などを授業として展開する予定でございます。

そのためには、地域が学校経営に関わっていくことが求められており、1問目でおっしゃっている地域連携とも関連しますが、文部科学省が推進する学校運営協議会制度を活用し、地域とともにある学校づくりを進めていきたいと考えていますので、地域の皆様のご協力をいただければ幸いです。

そして、最後のメタバース英語教育の今後についてであります、青森県教育改革会議のメンバーの視察をはじめ、県内4市町の視察のほか、私も先月全国の教育長研究大会、それから東北の教育長研究大会でも我が町の事例発表を行いました。また、青森県のDX導入事例としてテレビ放送、ユーチューブにもメタバースは掲載されております。いずれの場面でも取組を評価していただいております、視察されたある市議の方は、「このような取組を町で行っていることに正直驚いた」と話されておりました。

メタバース英語教育は、町内全校に導入してから1年がたちましたが、スピーキングテストなどで着実に成績が向上し、その効果が証明されております。この取組が定着していけば、実践力を伴った英語力が我が町の子供たちに備わっていきます。近い将来、企業から、中泊町の子が欲しい、ぜひ採用したいとか、また私は町にいながら海外とつながることを経験していますので、何も都会に行かなくても、この町、素晴らしい田舎で起業できる、そういう人材が生まれるかもしれないと思っております。まさにメタバース教育が目指すのはそこで、インバウンド需要が増す中、人前で話す英語力や姿勢の獲得、交流で培った人的ネットワークの活用、日本だけでなく世界に目を向ける人材の育成といったことを期待しております。今後も中泊独自のプログラムを開発し、義務教育学校ではさらに発展・深化したものにしていきたいと思います。また、少年の主張のような発表の場を英語でやったり、町から短期の現地留学を行うとか、そういうことも検討しております。

最後に、教育委員会では、令和5年度に中泊町教育イノベーションプロジェクトを提唱しましたが、義務教育学校の開校はその一丁目一番地の事業です。また、メタバース英語教育は、町長の公約であった

「中泊町の未来を拓く人づくり」につながる取組と考えております。
これからもこの教育イノベーションプロジェクトを成功させるために、教育委員会の総力を挙げて取り組むつもりですので、今後ともご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ただいまのご答弁で、学校に地域が関わっていく必要性が十分に理解できました。農業も含めた地域の産業を子供たちが知ることは、大きな意義がありますし、そのことによって関心を持たせることは、将来の1次産業従事者を確保するためにも大きなことで、大事なことであり、私もぜひそうしてほしいと思います。

そこで、お聞きしたいのが答弁に出てきた学校運営協議会制度です。地域が関わる方法として、その制度を挙げておられましたが、教育長は学校運営協議会を使って地域をどのように変わらせようとしているのか、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 学校運営協議会というのは、地域の住民10人から15人、そういう代表の人たちが、校長先生が立てた学校の目標とがありますよね、それを承認しなければいけないです。簡単に言うと、校長の思惑でやることは、これは地域に合っているのか、そういうことに地域住民が参加するわけです。極端なことを申しますと、校長先生は二、三年で替わりますよね。でも、こども学園、中里地域の義務教育学校はずっと残っていきます、地域とともに。そのときに、校長先生のすばらしいアイデアと教育委員会のアイデアと地域住民の代表がこういう学校にしていきたいと、ずっと残るような、地域に根差すような、そういうことを学校評議員会のメンバーが意見を言えたりする制度なのです。それを教育委員会が酌んで、教職員の人事にもそういう意見を言えることもあるし、施設の面でもと、教育課程の面でもと、そういう制度なので、これからそういうのを活用して、みんなで地域の学校として育てていきたいと、そういうものをつくっていききたいかなと思うのです。

ちなみに、こども学園ではもうやっております。中里地域は、予定では統合なる前に、今年度末からやりながら、新しい学校に向けて

いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

鈴木議員。

○1 番（鈴木長一郎君） ただいま教育長から、教育運営協議会制度という大変心強いご答弁をいただきました。学校運営協議会が形だけでなく、本当の意味で地域とともにある学校を実現する原動力となるように、教育委員会の積極的なリードと現場のサポートを大いに期待して、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 12 分

第 2 回中泊町議会定例会

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

○議事日程 第 3 号

- 1 報告第 1 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町税条例等の一部改正について）
- 2 報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特
別措置に関する条例の一部改正について）
- 3 議案第 4 9 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改
正について
- 4 議案第 5 0 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に
ついて
- 5 議案第 5 1 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 議案第 5 2 号 令和 8 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号につい
て
- 7 議案第 5 3 号 令和 8 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第 1 号について
- 8 議案第 5 4 号 令和 8 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 1 号について
- 9 議案第 5 5 号 令和 8 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1
号について
- 1 0 発議第 2 号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正について
- 1 1 委員会付託

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 3 番 成 田 直 人 君 |
| 4 番 秋 元 隆 君 | 5 番 塚 本 悦 子 君 |
| 6 番 荒 関 富 雄 君 | 7 番 秋 田 博 君 |
| 8 番 兵 庫 桂 蔵 君 | 9 番 川 山 光 則 君 |
| 1 0 番 青 山 雅 晴 君 | 1 1 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 2 番 野 上 憲 幸 君 | 1 3 番 長 利 司 君 |

○欠席議員（１名）

２番 田 中 洋 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	三 上 晃 瑠 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	越 野 進 一 君
財 政 課 長	木 元 剛 君
総 合 戦 略 課 長	長谷川 朱 子 君
町 民 課 長	古 川 明 彦 君
福 祉 課 長	田 中 宙 子 君
環 境 整 備 課 長 兼上下水道課長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 優 君
水 産 商 工 観 光 課 長	鈴 木 統 生 君
小 泊 支 所 長	阿 部 弘 喜 君
教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	山 中 哲 哉 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	成 田 康 隆 君
総 務 課 行 政 係	菅 原 光 徳 君
総 務 課 行 政 係	瓜 田 雅 也 君
議 会 事 務 局	下 山 貴 子 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 11 号

○議長（長利 司君） 日程第 1、報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 8 年 4 月 15 日付で専決処分いたしました専決第 9 号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止されることにより、所要の改正をするため条文の整備を要することから、専決処分したものであります。

改正内容について条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページを御覧願います。第 18 条の 3 において、これまで使用していた「種別割」の表記を「軽自動車税」に改め、第 19 条では国の制度改正により不要となった申告書に関する規定を削除し、条文の整備を行っております。

2 ページを御覧願います。中段、第 80 条第 1 項では、これまで 3 輪以上の軽自動車の取得時に課していた環境性能割が国の制度改正により廃止されることに伴い、関連する規定を削除し、所有者に対する課税方式の整備を行っております。

下段、第 81 条第 1 項においては、軽自動車税の課税徴収に関する旧制度を削除し、3 ページを御覧願います、同条第 2 項において、3 輪以上の軽自動車取得者に関する規定を削除するとともに、不要となる同条第 3 項及び第 4 項を削除するものであります。

第 8 1 条の 3 から、4 ページを御覧願います、第 8 1 条の 8 までは、環境性能割の制度廃止により削除するものであります。

下段、第 8 2 条から、7 ページを御覧願います、第 9 1 条までの各条項では、見出し及び本文中の「種別割」を「軽自動車税」に改めるものであります。

続いて、下段、附則第 7 条の 3 においては、個人町民税の住宅借入金等特別控除に関する規定の整理を行い、改正により不要となった条項を削除し、条文番号の整備を行っております。

9 ページを御覧願います。附則第 8 条、第 1 0 条の 2 及び、1 0 ページを御覧願います、1 0 条の 3 については、国の附則改正に伴い、引用条文の修正並びに不要項目を削除するなどの整備を行っております。

1 2 ページを御覧願います。附則第 1 5 条の 2 から、1 3 ページを御覧願います、1 5 条の 6 までは、環境性能割の廃止に伴い削除するものであります。

続いて、1 4 ページを御覧願います。附則第 1 6 条第 2 項においては、軽自動車税の特例措置であるグリーン化特例の適用期限を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」であるものを「令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改めるものであります。

1 5 ページを御覧願います。1 6 条の 2 では、軽自動車税の種別割に関する規定が不要となることから、「種別割」を削除し、国の改正に合わせ、引用部分を変更しております。

2 0 ページを御覧願います。第 2 0 条の 3 では、国の改正に伴い、1 7 条の 2 以外の各条項の附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の引用部分を削除しております。

なお、1 7 ページの 1 7 条の 2 については、特例措置の適用期限「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に改めるため、条文の整備をしております。

2 2 ページを御覧願います。第 2 条関係の附則第 6 条においては、「種別割」の文言を削除し、現行制度のための整備を行っております。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日適用でございます。

以上、報告第 1 1 号、中泊町税条例等の一部改正についてご説明い

たしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第 11 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第 11 号は承認することに決定しました。

◎日程第 2 報告第 12 号

○議長（長利 司君） 日程第 2、報告第 12 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 報告第 12 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 8 年 4 月 15 日付で専決処分をいたしました専決第 10 号は、中泊町地方活力向上に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

本改正条例は、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限を 2 年間延長するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 23 ページを御覧願います。第 2 条中、「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改め、同条及び、24 ページを御覧願います、第 6 条第 1 項に特例となる償却資産の範囲を明確化するため、「所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法

人税法施行令第１３条第１号から第３号までに掲げるものに限る」を追加するものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用でございます。

以上、報告第１２号、中泊町地方活力向上に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第１２号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第１２号は承認することに決定しました。

◎日程第３ 議案第４９号

○議長（長利 司君） 日程第３、議案第４９号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第４９号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書綴の１２ページを御覧ください。今回の条例改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本人確認に使用できる証明書の追加及び引用法令名、条項番号の整備を行うものです。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の２５ページを御覧ください。第１０条第２項中、現

行の本人確認書類である個人番号カードに加え、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものであります。

また、同項の後段として、町長が本人確認を行った上で印鑑登録証明書を交付し、使用した本人確認書類を返付する旨を明記する規定を追加しております。

次に、第10条第3項中、公的個人認証法の名称及び条項番号が変更されたことに伴い、「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加し、26ページを御覧ください、引用している条項番号を現行の法令に合わせて、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、「公的個人認証法」の条文引用を現行の「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の条項に読み替え、整理を行うものであります。

なお、本条例の施行日は、令和8年6月14日としておりますが、第10条第3項のうち「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分につきましては、国の法令改正に即応するため、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第49号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第５０号

○議長（長利 司君） 日程第４、議案第５０号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野総務課長。

○総務課長（越野進一君） 議案第５０号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書綴の１４ページを御覧ください。今回の改正は、令和８年第１回中泊町議会定例会において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正を行ったことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の２７ページを御覧ください。現行は、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成１７年中泊町条例第４１号）となっておりますが、この条例の全部改正が既に行われていることから、このたびの改正後は、括弧書きの条例番号を（令和８年中泊町条例第６号）に改めるものです。

以上、議案第５０号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 5 1 号

○議長（長利 司君） 日程第 5、議案第 5 1 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 議案第 5 1 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税に新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加え、その保険税率等を定めるほか、保険税の一時的な減税を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 2 8 ページを御覧願います。第 2 条第 1 項第 1 号において、国の制度改正に伴い、国民健康保険税の構成要素に新たに「子ども・子育て支援納付金」を、中段、第 4 号に子ども・子育て支援納付金に係る課税額の定義を追加しております。

下段、同条第 2 項では、2 9 ページを御覧願います、医療一般分の賦課限度額を 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げるものであります。

中段、同条第 5 項では、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法を所得割、均等割、平等割に加え、1 8 歳以上の被保険者に対する均等割額を加算することとし、課税額の上限を 3 万円とする規定を追加しております。

3 0 ページを御覧願います。中段、第 9 条の 4 では、子ども・子育て支援納付金に係る所得割率を 0. 3 %とし、同条の 5 では均等割額を 1, 3 4 9 円に、同条の 6 においては 1 8 歳以上の均等割を 6 9 円とし、同条の 7 では世帯別平等割を特定世帯等の区分に応じて定めております。

3 1 ページを御覧願います。第 2 3 条第 1 項においては、軽減判定の減額措置後の医療一般分の限度額が 6 6 万円から 6 7 万円に改正され、中段に子ども・子育て支援納付金の上限額 3 万円を追加しております。

3 2 ページを御覧願います。7 割軽減判定に子ども・子育て支援納

付金に係る各種均等割・平等割を追加し、キ・ク・ケの各号で軽減後の金額を定めております。

33ページを御覧願います。同項第2号では、5割軽減の方の判定基準が30万5,000円から31万円に改正され、34ページを御覧願います、軽減判定に子ども・子育て支援納付金に係る各種均等割・平等割を追加し、キ・ク・ケの各号で軽減後の金額を定めております。

同項第3号では、2割軽減の方の判定基準が56万円から57万円に改正され、35ページを御覧願います、軽減判定に子ども・子育て支援納付金に係る各種均等割・平等割を追加し、キ・ク・ケの各号で軽減後の金額を定めております。

36ページを御覧願います。同条第2項第3号では、新たに未就学児に係る均等割の軽減措置を世帯区分に応じて軽減額を定め、追加しております。

下段、同条第3項の7号から、37ページを御覧願います、第9号までは、18歳以上の均等割を追加するとともに、出産に係る所得割・均等割・18歳以上均等割の月割計算を定めております。

次に、同条第4項では、18歳未満の被保険者については、子ども・子育て支援納付金に係る均等割を全額減額することを定めております。

43ページを御覧願います。附則第22項に、令和8年度に限り町独自の改正として、国民健康保険税に係る均等割の額を半額に、平等割の額をゼロとしております。

具体的には、均等割に関しましては、医療一般分の場合は1万9,800円から9,900円へ、後期高齢者支援分の場合は9,600円から4,800円へ、介護納付分の場合は1万2,000円から6,000円へと半額へ引き下げ、2割、5割、7割軽減の方もそれぞれの割合で半額へ引き下げております。

平等割に関しましては、医療一般分、後期高齢者支援分、介護納付分におきましてはゼロ円としております。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用でございます。

以上で議案第51号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について

てご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 5 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 5 2 号

○議長（長利 司君） 日程第 6、議案第 5 2 号 令和 8 年度中泊町一般会計
補正予算第 2 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第 5 2 号 令和 8 年度中泊町一般会計補正予
算第 2 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
6, 7 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ 8 1 億 8, 9 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

それでは最初に、歳出についてご説明申し上げます。

なお、各費目の 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費及び 1 8 節
負担金、補助及び交付金に 4 月の職員人事異動等に伴う人件費の調整
額を計上しておりますが、歳出の款項を追っての説明は省略させてい
ただきます。

1 1 ページを御覧ください。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務
管理費、1 3 ページを御覧ください、第 6 目企画費、1 2 節委託料に
通院・通学に的を絞って移動実態を把握し、交通の再編計画案の作成

等を目的に、通学・生活交通のリ・デザインとモビリティ人材プロジェクト業務 2, 965 万 6, 000 円を計上しております。脱炭素行動計画の進捗管理や取組の伴走支援を受けるため、脱炭素行動計画推進事業業務 305 万 4, 000 円を計上し、18 節負担金、補助及び交付金に住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業 300 万円を計上しております。

19 ページを御覧ください。第 6 款農林水産業費、第 2 項農業費、第 2 目農業振興費、18 節負担金、補助及び交付金に豪雪により被害を受けた農業用ハウス 6 棟の復旧を支援するため、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業 465 万円を計上しております。

20 ページを御覧ください。第 5 項林業費、第 2 目森林公園費、次のページを御覧ください、14 節工事請負費にインターネット回線整備工事 428 万 5, 000 円を計上しております。ふれあいセンター宿泊者の通信環境向上を図るため、Wi-Fi 環境を整備するものであります。

第 6 項水産業費、第 2 目水産業振興費、18 節負担金、補助及び交付金に地域活性化起業人負担金 442 万円及び商品開発技術指導補助金 330 万円を計上しております。

第 7 款商工費、第 1 項商工費、22 ページを御覧ください。第 2 目観光費、10 節需用費に消耗品費 276 万円、17 節備品購入費に 139 万円を計上しております。4 月 27 日にオープンしたトレーラーハウスの運営に必要となる物品を購入するものであります。

25 ページを御覧ください。第 10 款教育費、第 5 項社会教育費、第 4 目公民館費、14 節工事請負費に内潟公民館屋根改修工事 129 万 8, 000 円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページを御覧ください。2、歳入では、歳出との関連において、第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費補助金、1 節総務管理費補助金に地域脱炭素推進交付金 305 万 3, 000 円、公共交通再編補助金 2, 965 万 6, 000 円を計上し、第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 1 目総務費補助金、1 節総務管理費補助金に住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業補助金 300 万円、第 4 目農林水産業費補助金、2 節農業費補助金に農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金 4

65万円を計上しております。こちらは、事業費の2分の1を補助するものであります。

次のページを御覧ください。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として2,072万3,000円を計上し、第21款町債、第1項町債、第1目衛生債から、次のページを御覧ください、第6目民生債まで、6事業合計で930万円を計上しております。

続きまして、地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧ください。第2表、地方債補正では、公共無線LAN整備事業について、限度額を380万円と定めて追加し、医師確保対策事業など5事業について、起債対象事業費の変更に伴い限度額を変更しております。

以上、令和8年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 13ページ、企画費の住宅用自家消費型太陽光発電設備事業とあるのですが、具体的な事業内容を教えてください。

○議長（長利 司君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（長谷川朱子君） この事業ですが、家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に要する経費を補助することとなっております。

具体的には、自家消費型太陽光発電設備1キロワット当たり5万円、定置用蓄電池、対象となる蓄電池価格の3分の1、上限が35万円、自家用消費型太陽光発電の上限が25万円となっております、2つ合わせて60万円が上限額となっております。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 確かにそういうようなものに対しては補助金を出すということで、大体は分かります。一般家庭でもし太陽光パネルを最大何枚やって何十万とかなれば、その2分の1とかの上限が35万とい

うことの解釈でよろしいのですか。

○議長（長利 司君） 長谷川総合戦略課長。

○総合戦略課長（長谷川朱子君） 自家用消費型太陽光発電設備のほうで、つけるキロワットにもよるのですけれども、1キロワット当たり5万円が上限で、その設備で25万円が上限額となります。

また、蓄電池のほうは、購入価格の3分の1、上限が35万円ということになっております。

以上です。

○議長（長利 司君） 秋元議員。

○4番（秋元 隆君） それは、これから町民に対して補助の説明とか、そういうのはチラシか何か配る予定になっていますか。

それと、それは今年いっぱい事業なのですか。そこ、以上だけお願いします。

○議長（長利 司君） 長谷川課長。

○総合戦略課長（長谷川朱子君） こちら県の事業として、県の間接補助事業となっております。今年度、令和8年度の事業となっていることから、県のほうでは昨年度直接補助としてやっている事業です。今年度から間接補助事業となりました。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 同じ企画費の貸付金の減額なのですけれども、集落支援ネットワーク協議会貸付金が減額499万7,000円の内容、どうしてこういうふうに予算編成になったのか、お知らせ願えればと思います。

○議長（長利 司君） 長谷川総合戦略課長。

○総合戦略課長（長谷川朱子君） ただいまのご質問についてお答えします。

当初中里地域において、交通の見直しを検討することとしておりまして、国の補助金が入るまでのつなぎ資金として、事業主体である中泊町集落支援ネットワーク協議会のほうに貸付けする予定でございましたが、今回予算提出しております広域での交通の検討のほうに切り替わったことで、貸付けする必要がなくなったことから、こちらの貸付金のほうも減額としております。収入のほうも減額としております。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○9番（川山光則君） 今の質問の中の広域の難しい名前で13ページの……この前説明あったよな、これの交通の件で。これ国のほうの補助金で全額やるような、この前説明あったのですけれども、モビリティ、13ページにある、中身見たら、これからそういう専門家みたいなのを頼んで、それであちこちの人たちから話を聞きながら進めていくような感じで、1年かけて最後にはある程度のデータを得ると、そういう感じになっていたのですけれども、よく公共交通、これは我々のほうにつがる市かどこか入るのだよな。広域で調べるのだと思うのですけれども、よくそういうワークショップだのをやって聞くという内容になっていますけれども、我々議会でも一般の人たちと意見交換会やるように進めていましたので、そういう中に我々の議員の話も一回聞いていただきたいと。

多分公共交通というのは、皆さん思うのですけれども、なかなかすぐ決まるような話でもないし、1年でぱっと決まるわけでもないし、かなりなお金かけてやるみたいですが、せつかく国でやってくださいというのは、やるのはやぶさかでないので、やっぱり一般も入れながら、我々議員の声も拾いながらやっていただきたいと、そう思っていましたので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 関連の質問になりますけれども、三上新一さん、今の建物、瑞宝、トンネル事業なのですから、農政課で分かる範囲だ、あれ何になるのだかと、いつできるのかと、大変な立派な建物でありまして、いろいろ聞かれるわけです。分かる範囲で、今答弁できればいいのですけれども、どれぐらいのものができて、あそこで何やるのだかと、いつできるのだかと、簡単に。いろいろ聞かれるので、課長分かったら、分からなければ後でもいいのだけれども、お願いします。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） 沖崎議員のただいまのご質問にお答えします。

あそこ大豆と米の貯蔵乾燥施設になって、今奥のほうに3つほど建

っているところが乾燥施設、貯蔵施設になります。手前のほうが米を精米したり、そこでやる施設となっています。

（「いつ完成」の声あり）

○農政課長（古川 優君） 来年の３月で完成予定となっています。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第５２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第５３号

○議長（長利 司君） 日程第７、議案第５３号 令和８年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第１号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第５３号 令和８年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６５９万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億３，５５２万３，０００円とするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

５ページを御覧願います。３、歳出。第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費に人事異動に伴う職員人件費分として、２節給料から４節共済費及び１８節負担金、補助及び交付金まで合計６５

9万7,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。

2、歳入。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に職員給与費等繰入金659万7,000円を計上し、第2項財政調整基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金において398万1,000円を減額し、第8款諸収入、第2項雑入、第3目雑入に普通交付金返還金398万1,000円を計上しております。

以上、議案第53号 令和8年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第54号

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第54号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中福祉課長。

○福祉課長（田中宙子君） 議案第54号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,884万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の主な補正については、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧願います。
3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料では、地域密着型介護サービス事業所対応システム改修として8万8,000円を計上しております。

9ページを御覧願います。第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2目介護予防ケアマネジメント事業費、12節委託料では、介護予防ケアマネジメント業務として20万7,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金に4万8,000円、第2目地域支援事業交付金に5万1,000円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金に5万6,000円を計上しております。

第5款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金に2万6,000円を計上しております。

7ページを御覧願います。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金に21万7,000円を計上し、第3目地域支援事業繰入金に2万6,000円を計上しております。

以上、議案第54号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第55号

○議長(長利 司君) 日程第9、議案第55号 令和8年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第55号 令和8年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を1,008万3,000円減額し、総額2億8,825万3,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ人事異動に伴う職員人件費として合計1,008万3,000円を減額いたしております。

以上、議案第55号 令和8年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 発議第 2 号

○議長（長利 司君） 日程第 10、発議第 2 号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 委員会付託

○議長（長利 司君） 日程第 11、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について、長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和 8 年第 2 回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 1 0 時 5 2 分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長

長 利 司

署名議員

野 上 恩 幸

署名議員

鈴木 長 一 郎